

源泉徴収票データの電子交付について <「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」の御案内>

全国市町村職員共済組合連合会が発行する公的年金等の源泉徴収票の電子交付サービス（以下「本サービス」と言います。）について御案内します。

本サービスの提供を受けるには、全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル（以下「WEBサイト」と言います。）の利用申込が必要となります。

WEBサイトへのリンクは、本紙の4ページ目に記載しています。

以下の内容をすべて御確認いただいたうえで、利用申込を行ってください。

【1. 本サービスの概要について】

- ・ WEBサイトでは、土日祝日を含む毎日利用申込を受付しています（ただし、源泉徴収票データは毎年確定申告期間にのみ電子交付します。）。
- ・ 本サービスの契約者登録後に「e-私書箱（※1）」と連携を行うことにより、電子交付された源泉徴収票データを「マイナポータル（※2）」で取得できます。
- ・ 取得した源泉徴収票データは、マイナポータル連携により「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」において、所得税確定申告手続における各種申告書の該当項目へ自動入力することが可能となります。

確定申告の手続きについて、詳しくは国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー/e-Tax（国税電子申告・納税システム）](#)」を御確認ください。

（※1） e-私書箱

（株）野村総合研究所が提供する行政や企業との電子交付・申請を提供するサービスです。詳細は「[e-私書箱（トップページ）](#)」から御確認ください。

また、e-私書箱に関するお問い合わせは「[e-私書箱（お問い合わせ）](#)」からお願いします。

（※2） マイナポータル

政府が運営する御自身のマイナンバーに関する情報等を確認できるオンラインサービスです。行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。詳細は「[マイナポータル（トップページ）](#)」から御確認ください。

※本連合会が運営する「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」以外のサービス（e-私書箱、マイナポータル、e-Tax）に関するお問い合わせは、上記に記載した各ホームページから行っていただきますようお願いします。

【2. 本サービスの対象となる方について】

次の3点すべてに該当する方は、本サービスの対象となります。

1. 本連合会から老齢・退職の年金を受給されている方
2. マイナンバーカードを持っている方
3. マイナポータルに登録済みの方

※ 上記3点すべてに該当し、本サービスの契約者登録が完了した場合であっても、電子交付の対象とならない場合があります。詳しくは、下記【4. 本サービスの電子交付に関する注意点について】を御確認ください。

【3. 本サービスの利用申込に関する注意点について】

<利用申込に必要なもの>

利用申込にあたっては、以下のものを御準備ください。

1. マイナンバーカード

※パソコンまたはスマートフォンで読み取っていただきます。

※マイナンバーカードの読み取りにあたっては、「マイナポータルアプリ」のダウンロードが必要です。ダウンロードがお済みでない方は、以下のサイトよりインストールしてください。

[マイナポータル（トップページ）](#)

2. 利用者証明用電子証明書パスワード及び券面事項入力補助用パスワード

※マイナンバーカードの受取時に交付窓口で設定したパスワードが必要です。

御不明な場合は、交付を受けた市区町村にお問い合わせください。

3. 基礎年金番号

※入力が必須となりますので、基礎年金番号が分かる書類等（年金証書等）を御準備ください。

<利用申込に関する注意点>

- ・ 本サービスの利用申込時に、マイナンバーカードから4情報（氏名・住所・性別・生年月日）の読み取りと基礎年金番号及び氏名カナ（半角カナ、姓と名の間には半角スペースが必要です。）の入力をさせていただきます。

→ 上記により読み取り及び入力された内容と、本連合会で登録している情報が一致していることを確認できた場合は、本サービスの契約者登録が完了した旨（「本登録完了」のメール）をお知らせします。

→ 上記により読み取り及び入力された内容と、本連合会で登録している情報が一致しない場合は、本人特定ができず契約者登録ができない旨（「申込情報確認結果」画面でお知らせ及び「本登録未完了」のメール）をお知らせします。

- ・ 申込に関して御不明な点等あれば、メールにてお問い合わせください。

※お電話によるお問い合わせは対応しておりません。

お問合せ先アドレス：mypo/atmark/shichousonren.or.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています

す。メールをお送りになる際には、「/atmark/」を「@」に直してください。

メール記載例：①件名：○○についての確認

②本文：問い合わせ内容に加え、以下の3点（本登録未完了となった方は4点）を必ず本文に御記載ください。

1. 氏名（漢字）
2. 氏名（カナ）
3. 年金証書記号番号
4. 問い合わせ番号（英数字）※

※本登録未完了となった方のみ。お知らせメールに記載されていますので、必ず記載してください。

【4. 本サービスの電子交付に関する注意点について】

- ・源泉徴収票の対象年内に本連合会から老齢・退職の年金の支払がなかった方は、源泉徴収票の発行対象外のため、源泉徴収票データは電子交付されません。
- ・本連合会に登録されている住所が海外である方は、源泉徴収票の発行対象外のため、源泉徴収票データは電子交付されません。
- ・マイナポータルから受け取ることができる源泉徴収票データは、毎年1月下旬に各共済組合から郵送している前年1年分の源泉徴収票データとなります。

（例：令和8年の確定申告時にマイナポータルから受け取れる源泉徴収票データは、令和7年分のみとなります。）

- ・電子交付を受ける場合であっても、紙の源泉徴収票を所属する共済組合からお送りします（紙の源泉徴収票の送付を省略することはできません。御了承ください。）。
- ・源泉徴収票データの作成過程で、年金の支給額等に変更が生じた場合は、電子交付の対象とならない場合があります。

なお、電子交付の対象とならない場合であっても、紙の源泉徴収票を所属する共済組合から送付しますので、確定申告には紙の源泉徴収票を御利用ください。

- ・源泉徴収票データは、本サービスの契約者登録完了後、原則として5日以内（土日祝日を除く）に電子交付します。

御本人様確認等に時間を要する場合がありますので、確定申告期限に御留意のうえ、利用申込を行ってください。

- ・電子交付は、平日7時～24時の間に行います（土日祝日に申込があり契約者となった場合、次の平日7時に電子交付されます。）。

それ以外の期間は電子交付されませんので、御了承ください。

- ・一度電子交付をした契約者の方へは、原則として、その翌年以降も電子交付します（再度の申込手続きは不要です。）。

- ・源泉徴収票データは毎年確定申告期間（2月～3月）にのみ電子交付します。このため、確定申告期間外に新たに契約者となった方は、次の確定申告期間まで電子交付をお待ちください。

< !必ず御確認ください ! >

- 令和7年分源泉徴収票データは、令和8年2月2日（月）以降に順次電子交付予定です。
※既に契約者登録が完了された方は、電子交付開始までお待ちください。
- 令和8年2月2日（月）以降に利用申込をされた方は、本サービスの契約者登録完了後、原則として5日以内（土日及び祝日を除く）に電子交付します。
- 電子交付の際は、本サービスに登録いただいたメールアドレス宛にお知らせを送信しますので、御確認ください。
- 土日祝日も利用申込の受付は行っておりますが、土日祝日のお問い合わせに関しては、休業日のため本連合会からの回答までに通常より時間を要す場合がありますので、御了承ください。
- 本連合会のマイナ手続きポータルにおいて年金記録の電子交付を受けるために契約者となった方（組合員の方、退職者の方）が、年金受給者となられ、かつ源泉徴収票の発行対象の場合は、自動で源泉徴収票データを電子交付します。（この場合源泉徴収票の電子交付に係る申込手続きは不要です。）

以上の内容を必ず御確認いただいたうえで、以下のサイトから申込手続き行ってください。

[全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル（WEBサイト）](#)

【5. お問い合わせについて】

お問い合わせの内容によって連絡先が異なりますので、以下のお問い合わせ先を必ず御確認ください。

- 全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータルの申込手続きについて
※お問い合わせの前に、本サイトの「よくあるご質問」を御確認ください。

お問合せ先アドレス：mypo/atmark/shichousonren.or.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。メールをお送りになる際には、「/atmark/」を「@」に直してください。

メール記載例：①件名：○○についての確認

②本文：問い合わせ内容に加え、以下の3点（本登録未完了となった方は4点）を必ず本文に御記載ください。

1. 氏名（漢字）
2. 氏名（カナ）
3. 年金証書記号番号
4. 問い合わせ番号（英数字）※

※本登録未完了となった方のみ。お知らせメールに記載されていますので、必ず記載してください。

○電子交付された源泉徴収票データや紙で送付された源泉徴収票の内容について、
御自身の源泉徴収票の発行状況について
→以下の一覧から、御自身が所属する共済組合にお問い合わせください。
[相談窓口一覧 | 全国市町村職員共済組合連合会](#)

○e-私書箱に関するお問い合わせについて

[e-私書箱（お問い合わせ）](#)

○マイナポータルについて

[マイナポータル（トップページ）](#)

○国税電子申告・納税システム（e-Tax）について

[確定申告書等作成コーナー/e-Tax（国税電子申告・納税システム）](#)